正誤表

平成12年3月1日老企第36号

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- 11頁(3) の5行目
 - 誤 対する減塩食
 - 正 対する治療食を含む。なお、高血圧の患者に対する減塩食

平成12年3月8日老企第40号

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
 - 6頁(7) イの7行目
 - 誤 1月間の日数
 - 正 1年間の日数
 - 9頁(2) 口の12行目
 - 誤こと。
 - 正 こと<u>(ただしこの取扱いにより看護職員6:1、介護職員3:1に応じた所定</u>単位数が適用されるのは、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第1章の療養1群入院医療管理料()、療養2群入院医療管理料()、なり、又は老人病棟入院医療管理料()が算定されていた病棟についてのみであり、平成15年3月31日までの間に限られるものであること)。
- 10頁二aの1行目
 - 誤 a 居宅サービス基準
 - 正 a 看護職員又は介護職員の員数が居宅サービス基準
- 16頁 の1行目
 - 誤 病院又は診療所への診療所への入院後
 - 正 病院又は診療所への入院後
- 19頁 イの2行目
 - 誤 別紙様式1
 - 正 別紙様式
- 26頁 口
 - 誤 ロ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有す ること。
 - 正 ロ <u>入院患者1人につき、1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び</u> 浴室を有すること。

平成12年3月8日老企第41号

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」
 - 2頁第3 の3~4行目
 - 誤 厚生大臣が定める基準
 - 正 全国共通の介護報酬額
 - 6頁9 の下に以下を加える。
 - __ <u>介護老人保健施設に係る届出をした場合は、 から 及び については内容が</u> 重複するので、届出は不要とすること。
 - 8頁11 の1行目
 - 誤 同様である
 - 正 同様(ただし「感染対策指導管理」に係る部分を除く。)である
- 11頁21 の1行目
 - 誤 (病院療養型)
 - 正 (診療所療養型)
- 11頁21 の2行目
 - 誤 10
 - 正 11
- 12頁(別紙1)23短期入所療養介護2診療所療養型の特定診療費項目
 - 誤 1 感染症対策指導管理 2 重症皮膚潰瘍指導管理 3 薬剤管理指導
 - 正 1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
- 13頁(別紙1)53介護療養型医療施設2診療所型の特定診療費項目
 - 誤 1 感染症対策指導管理 2 重症皮膚潰瘍指導管理 3 薬剤管理指導
 - 正 1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導